

宇佐市と生活協同組合コープおおいたとの包括連携に関する協定書

宇佐市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープおおいた（以下「乙」という。）は、市内において、相互の持続的発展に向けた取り組みを推進し、地域の活性化や市民の安全・安心の向上等を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する人的・物的資源等を有効に活用することにより、地域活性化及び住民サービス及び安全・安心の向上等に資することを目的とする。

（連携協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成のため、次の各号に掲げる事項について、連携し、協力を図る。

- (1) 地域の見守り・声掛けに関すること
- (2) 健康づくりに関すること
- (3) 子育て支援に関すること
- (4) 防災と災害時の支援に関すること
- (5) 環境保全に関すること
- (6) 市産品、農林水産物及び加工品の販路拡大に関すること
- (7) 観光振興に関すること
- (8) 芸術・文化・スポーツの振興に関すること
- (9) 買い物支援に関すること
- (10) その他地域住民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定めた協定事項を円滑に進めるため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙は、いずれかが本協定に係る内容等について、変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

（免責）

第5条 甲及び乙は、第2条の協定に基づき取り組んだ事項について、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力により知り得た情報などについて、第三者に提供、漏洩してはならない。ただし、事前に本協定の当事者から承諾を得た場合には、その限りではない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙から、書面に基づく特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は満了する日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月7日

甲 大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市長

是永清治

乙 大分県大分市青崎1丁目9番35号

生活協同組合コープおおいた
理事長

青木博範